



つるぎ町公告第 30 号

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和3年9月15日

つるぎ町長 兼 西



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在	面積 (ha)	経営管理権の存続期間	備考
4681190314	河内、葛籠	3.79	計画策定の日から20年間	
4681190331	河内	3.18	計画策定の日から20年間	
4681190515	桑平	7.86		
4681190552	桑平、猿飼	1.42		
合 計		16.25		

ただし、上表の16.25ヘクタールの森林のうち、既に森林経営計画が策定されている森林は、経営管理権集積計画の対象から除外する。

2 縦覧場所 つるぎ町産業経済課

3 本公告により、つるぎ町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

以上